



議案第二十四号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求むる。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長牧田禎



附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行し、昭和五十二年五月分の給水料金から適用する。